

答申第 140 号

平成 15 年 5 月 14 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 3 月 13 日付けで諮問された特定の警察署送致に係る脅迫事件について捜査概要等が分かる文書一部非公開の件（諮問第 219 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

請求者本人に係る情報であっても、非公開とされる個人に関する情報を公開することは認められないと判断する。

2 不服申立ての経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成14年1月17日付けで神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、平成13年2月頃の特定の警察署送致に係る脅迫事件（以下「本件脅迫事件」という。）の捜査経緯と指揮の内容が分かる文書について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、警察本部長は、請求書に記載されている内容から、平成14年1月29日付けで、本件脅迫事件に係る警察署長事件指揮簿（以下「本件行政文書」という。）を本件公開請求の対象となる文書として特定し、条例第5条第1号及び第6号に該当するとして一部非公開の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成14年3月7日付けで神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して、本件公開請求に係る行政文書には警察本部長が特定した本件行政文書以外に警察本部長事件指揮簿が含まれているはずであり、その公開を求めるとして行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとする趣旨の不服申立てをした。
- (4) 公安委員会は、平成14年4月15日付けで、本件脅迫事件は「事件指揮について」（昭和41年3月8日付け例規通達。以下「例規」という。）に基づき、警察署長が独自に捜査指揮すべき事件であるところから、本件行政文書のほかに警察本部長事件指揮簿は作成しておらず、存在しない旨の非公開等理由説明書を提出した。
- (5) このことを受けて、不服申立人は、平成15年1月20日付け意見書及び平成15年3月5日に行われた不服申立人の意見陳述の場において、不服申立ての趣旨を変更し、本件行政文書には請求者である不服申立人本人に係る情報が記載されているはずであり、当該情報の公開を求めるものとした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 個人に関する情報の本人への公開について

当初の不服申立ての趣旨は、本件脅迫事件の捜査経緯等が分かる文書として警察本部長事件指揮簿の公開を求めるものであったが、非公開等理由説明書により、警察本部長事件指揮簿は存在しないことが分かったので、不服申立ての趣旨を次のとおりに変更する。

ア 本件行政文書には、請求者本人に係る情報が記載されているため自己情報決定権あるいは自己情報コントロール権に基づいて、公開されなかった部分の公開を求めるものである。

イ 本件行政文書に記載された内容は請求者本人に係るものであり、第三者が公開請求した場合には非公開とすべきであるが、自己の情報を自己が知り得るのは当然であり、本人には公開すべきである。このことは条例の特別な例外になると考える。

ウ 公開・非公開の判断が、個別の事情で決まるものではないという条例の基本的な考え方は承知しているが、「自己情報は公開する」とのリーディングケースとするためにも、公開を求める。

(2) その他

ア 警察は、本件脅迫事件が大した事件でもないのに強制捜査に踏み切ったが、強制捜査を行った理由と捜査手続が妥当であったか否かを明らかにするために情報公開請求を行った。

イ 不服申立人は、仕事に関する免許や資格を数多く持っていたが、強制捜査を受けたため、それらを仕事に活用することができなくなるなど、人生が台無しとなった。

警察の捜査が行き過ぎでなかったかどうかをはっきりさせたい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察署が捜査した本件脅迫事件に係る警察署長

事件指揮簿である。

本件行政文書には、本件脅迫事件に係る捜査着手から結了までの捜査経緯及び特定の警察署長による捜査指揮の内容等が記載されている。

(2) 本件処分について

本件行政文書には、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)並びに犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていることから、条例第5条第1号及び第6号に該当するため、一部非公開とした。

(3) 当初の不服申立てに係る行政文書の不存在について

当初の不服申立ての趣旨は、本件行政文書について非公開とした部分の公開を求めるものではなく、本件公開請求に係る行政文書中には警察本部長事件指揮簿が含まれているはずであり、その公開を求めるというものである。

事件指揮簿は、例規により事件の内容に従って区別して作成することとされており、警察本部長事件指揮簿と警察署長事件指揮簿の2種類がある。

本件脅迫事件は、特定の警察署長が捜査指揮したものであり、警察署長事件指揮簿は存在するが、警察本部長事件指揮簿は作成していないので存在しない。

(4) 個人情報の本人への公開について

不服申立人は、個人情報の本人への公開は情報公開条例の趣旨からいって当然の帰結であると主張しているが、条例に基づく公開・非公開の決定は、請求者のいかに問わずに判断されるものであることから、非公開とされる個人に関する情報については、請求者本人に係る個人情報を請求した場合であっても、公開することはできない。

不服申立人は、本件行政文書である警察署長事件指揮簿が、請求者自身が関わった脅迫事件に係るものであることを前提にして、請求者本人に係る情報の公開を求めているが、そもそも本件行政文書が、請求者が関わった脅迫事件に係る事件指揮簿であるか否かを明らかにすることは出来ない。

なぜならば、請求者本人に係る情報が記載されている事件指揮簿であることを前提にして条例第5条第1号及び第6号該当性を述べることは、結

果的に非公開とされるべき情報である請求者に係る個人情報及び捜査に係る情報を公開することになるからである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察署が捜査した本件脅迫事件に係る警察署長事件指揮簿であり、そこには捜査着手から結了までの捜査経緯及び特定の警察署長による捜査指揮の内容等が記載されている。

(3) 本件不服申立てについて

不服申立人は、当初、実施機関が特定した本件行政文書以外に警察本部長事件指揮簿があるはずであるとして、その公開を求めて、本件処分の取消しを求める旨の不服申立てを行ったが、平成15年1月20日付け意見書及び平成15年3月5日に行われた不服申立人の意見陳述により、本件行政文書には、請求者本人に係る情報が記載されていることから当該情報の公開を求めるとの趣旨の不服申立てに変更した。

したがって、当審査会は、変更された後の不服申立ての趣旨について以下に検討する。

(4) 個人情報の本人への公開について

不服申立人は、本件行政文書には請求者本人に係る情報が記載されており、第三者に対しては非公開とされるべき個人情報であっても、本人には公開すべきである旨主張している。

しかし、条例は、県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障することなどにより、公正で開かれた県政の実現を図り、県民と県との信頼関係を増進することを目的として制定されている。

この条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下にお

いて行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記録されている情報が請求者本人の個人情報であることを理由に特別に行政文書の公開を受けることができることまで認められたものではないと解すべきである。

したがって、この条例の趣旨に照らすと、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる個人情報を公開することは認められないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 3 (2) の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 3月13日	諮問
3月25日	諮問実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月17日	諮問実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月 2日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5月 2日 (第10回部会)	審議
平成15年 1月22日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
1月28日	諮問実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
3月 5日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月18日 (第19回部会)	審議
4月16日 (第20回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職 又 は 前 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年5月14日現在)(五十音順)

